

社会保険庁本庁における再調査依頼の処理状況

◆ 本庁年金記録審査チームの実施体制

- 本庁年金記録審査チームの構成員は、通常業務と兼務(業務センターの構成員3名は本年4月から専任)で審査を実施。
【構成員】 合計12名
- 本庁年金記録審査チームの審査結果は、年金保険課厚生年金保険指導係及び同課国民年金事業室国民年金指導係において起案し、年金保険課長、企画課長及び運営部長の決裁を経て、社会保険事務局長に回答。

◆ 本庁年金記録審査チームの実施状況

- 昨年8月より、年金記録相談の特別強化体制をスタートしたが、地方庁から進達された再調査依頼については、本庁年金記録審査チームにおいて審査し、追加調査が必要な場合等には、その都度再調査依頼を行っていた。
【追加調査が必要な事例】
 - (厚年) ・ 事業所に対する調査
 - ・ 厚生年金基金、健康保険組合に対する調査
 - (国年) ・ 資格取得直後等の納付を申し立てる事案については、国民年金手帳記号番号払出簿により加入手続時期を確認
 - ・ 市区町村に対する調査(申立期間の前後に住所変更がある場合には、前住所及び新住所の市区町村全て)
- 本年4月までの年金記録相談の特別強化体制の運用状況を踏まえ、標準的な年金記録調査業務の手法を、「厚生年金保険及び国民年金の被保険者記録に係る照会マニュアル」(別添)として示したところ。
なお、本庁年金記録審査チームにおいては、
 - ①「保険料納付に関する状況が記載された資料」の証拠能力の判断
 - ②「保険料納付に関する状況が記載された資料」がない場合においても、依頼者に調査結果を十分説明した上でなお依頼者が点検を希望する場合には、再調査を行っている。
- 平成19年6月1日までに受け付けた再調査依頼の処理状況は、現在、

受付件数	284件	(厚生年金保険	167件	国民年金	117件)
回答件数	34件	(厚生年金保険	9件	国民年金	25件)

であり、回答した34件については、いずれも記録訂正に至っていない。